



各 位

平成 25 年 5 月 22 日

東京都中央区晴海一丁目8番10号
株 式 会 社 メ ン バ ー ズ
代 表 取 締 役 社 長 劍 持 忠
(コード番号 : 2130)
問い合わせ先:取締役兼常務執行役員 小峰 正仁
TEL 03-5144-0660

取締役および監査役に対するストック・オプション報酬額および内容改定の件

当社は、本日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月 21 日開催予定の第 18 期定時株主総会に「取締役および監査役に対するストック・オプション報酬額および内容改定の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

・議案の内容

当社は取締役に対し業績連動型報酬制度を導入しており、その一部として、中長期的な企業価値創造に直接的に結びつく株式報酬制度を導入しております。報酬の一部を株式とすることにより会社業績・取締役の貢献度などを報酬に反映させ、当社の業績向上に対する取締役の意欲や士気を一層高め企業価値の向上を目指すことを目的とし、ストック・オプションとして新株予約権を付与する制度を導入させていただいております。

今般、取締役に対するストック・オプション報酬額および取締役および監査役に対してストック・オプションとして割当てする新株予約権の内容を改定することにつきご承認をお願いするものであります。この度の改定の理由および内容は次のとおりであります。

1. スtock・オプション報酬枠の改定の理由

当社の取締役および監査役に対するストック・オプション報酬額は、平成 21 年 6 月 26 日開催の第 14 期定時株主総会において、取締役に対する報酬額とは別枠で取締役年額 15,000 千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査役に対する報酬とは別枠で監査役年額 3,000 千円以内とご承認いただき今日に至っております。今般、第 14 回定時株主総会後の経済情勢の変化や当社の企業価値の変化等諸般の事情、および昨年度より取締役に対しては報酬に対する業績連動性を強め、特に中長期のインセンティブ制度をより重視した株式報酬制度を導入していること等を勘案し、取締役に対する報酬額とは別枠で、取締役に対するストック・オプション報酬額を年額 50,000 千円以内(社外取締役は除く。)と改めさせていただきたいと存じます。取締役の報酬には従来どおり使用人兼務取締役の使用人分は含まれないものといたします。なお、監査役に対するストック・オプション報酬額は変更いたしません。現在の取締役(社外取締役2名を除く)は2名であり、監査役は3名(社外監査役2名を含む)であります。第 18 期定時株主総会に付議される「取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は社外取締役を除き2名となります。なお、各取締役および各監査役への支払時期および配分については取締役会にご一任願いたいと存じます。

この報酬額の改定に伴い、取締役および監査役に対してストック・オプションとして割当てたる新株予約権の内容を以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

2. スtock・オプションの内容

(1) 新株予約権の総数

各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の総数は、上記の年額 50,000 千円を、新株予約権の割当日の当社の株価、一定の基準により算出された株価変動制および新株予約権の発行条件等の諸条件を織り込んだ株式オプション価格算定モデル等の算定技法に基づき算出される新株予約権1個当たりの公正価額をもって除して得られた数(整数未満の端数は切捨て)を限度とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は 100 株とする。ただし、当社が株式分割(無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、その他付与株式数を調整することが適切な場合には、合理的な範囲で調整することができるものとする。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、株式オプション価格算定モデル等の算定技法に基づいて算出される新株予約権の公正価額を基準として、新株予約権の割当てに際して取締役会において定める額とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日(ただし、取引が成立しない日を除く。)における当社株式が上場されている主たる金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)、または、新株予約権の割当日の終値(ただし、当日に終値がない場合はそれに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から 10 年以内で取締役会が定める期間とする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または監査役その他これに準ずる地位にあることを有する。ただし、任期満了による退任その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。

②その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(9) その他の新株予約権の内容

上記(1)から(8)の細目およびその他の新株予約権の内容は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

以 上